

プロイセン一般ラント法第二部第二〇章(刑法)
試訳(二)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 足立, 昌勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008951

プロイセン一般ラント法第二部第二〇章（刑法）試訳（二）

足立昌勝

一、プロイセン刑法史研究の意義と課題

二、プロイセン一般ラント法第二部第二〇章（試訳）

第二〇章 犯罪と刑罰について

第一節 犯罪および刑罰一般について

第二節 国事犯一般について、特に内乱罪について

第三節 国の外部的安全に対する罪について（以上第五一號）

第四節 国の内部的平穩および安全に対する罪について

第五節 国に対する畏敬の侵害について

第六節 宗教社会の侮辱について

第七節 国の保留された権利の僭称および侵害について（以上本号）

第八節 国の雇い人の犯罪について

第九節 私的犯罪について

第一〇節 名誉の侮辱について

第一一節 身体的侵害について

第一二節 性的犯罪について

第一三節 自由の侵害について

第一四節 財産一般の毀損について、特に窃盜について

第一五節 可罰的私利及び詐欺による財産の毀損について

第一六節 報復、悪意および悪ふざけによる財産の毀損について

第一七節 公共の危険をともなう毀損について

第四節 国の内部的平穩および安全に対する罪について

一般原則

第一四九条 犯罪がそのものとして公共の平穩、安全および秩序を乱す事情の下で行われたときは、それに科する刑罰は、常に加重される。

(一) 法律の公布の妨害

第一五〇条 法律または地方警察条例の公布を、それを引き裂き、塗り潰しまたはその他の方法で、故意に妨害することを試みた者は、三月以上一八月以下の禁錮刑または懲役刑に耐えねばならない。

(二) 政府に対する不快の惹起

第一五一条 国内でラント法および規則を傲慢不遜に非難または嘲笑することにより、政府に対する市民の不快およ

び不満を惹起した者は、六月以上二年以下の禁錮又は要塞刑を科せられる。

第一五二条 前条の行為を行う者が信頼されている程度にしたがい、その者は厳格に処罰されなければならない。

第一五三条 第一五一条の中傷文書の販売および頒布は、重みのある罰金または身体刑で禁止され、発見された文書の在庫のすべては廃棄されまたは事情に応じて公開で焼却されなければならない。

第一五四条 そのような扇動的文書の印刷者、発行者、盗作者および配布者は、市民権および営業の喪失のほか、自己の責任および主たる犯罪の大きさに相応した刑罰を受けるものとする。

第一五五条 文書に関して規定されていることは、絵画、銅版画その他許されない意図で考案され公表された感覺的表現物に関して妥当する。

第一五六条 国内で、法律および命令に対する疑問、異論および疑念ならびに欠陥および改正に関する所感および提案を、国の元首または各庁の長官に通告することは、すべての者にとって自由である。長官は、その通告を必要な注意をもって審査する義務を有する。

(三) 不法な自力救済

第一五七条 官憲の見過しでもって、法律の特別な許可なしに、自分自身で権利を創造せんとする者は、人または物に対して暴力を行使しないときは、科料または民事拘禁で罰せられ、その他のときには、行使された暴力に比例して、二月以上六月以下の禁錮刑、要塞刑ないし懲役刑に処せられねばならない。

第一五八条 すでに行われた官憲の決定に違反して同様の自力救済を行う者は、暴力を行使しないときは、六週以上六月以下の要塞刑ないし拘留刑、暴力を行使したときは、六月以上二年以下の要塞刑ないし懲役刑で罰せられねばならない。

第一五九条 自力救済を行うときに、重い刑罰が予告されている他の犯罪を行ったときは、その犯罪は、附加的な国家の侮辱により、常に加重される。

第一六〇条 (a) 国の臣民が官憲によって公的に届出を特に要請されている者を、意識的に隠匿しまたはその逃亡を助成する者は、一四日以上三月以下の禁錮刑を科せられる。

(四) 脱 獄

第一六〇条 (b) 拘禁的に収容された者を策略で官憲から奪取しまたはその逃亡を助成する者は、四週以上六月以下の禁錮刑で罰せられねばならない。

第一六一條 被收容者を暴力で解放する者は、惹起された損害に値する懲罰の他に、被解放者の行った犯罪および用いられた暴力に比例して、一年以上六年以下の懲役刑または要塞刑を科せられる。

第一六二條 被收容者が現実に自由にならなかつたとしても、拘禁が破壊されただけで刑罰は、これを執行する。

第一六三條 内乱罪もしくは第一級反逆罪の被收容者の解放をそのように（第一六〇條（b）、第一六一條）行う者は、斬首刑、第一六〇條（a）のときには、六年以上一〇年以下の要塞刑または懲役刑を科せられる。

第一六四條 解放または逃亡援助を行うに際して、内乱罪または反逆罪の意図が根拠をなすときは、行為者自身は、内乱罪または反逆罪の共犯者として処罰される。

第一六五條 被收容者の暴力的解放が数人の者の徒党によって行われたときは、行為自体によって科せられる刑罰の他に、騷擾罪の刑罰が行われる。

（五） 官憲への抵抗

第一六六條 職務を執行中の官憲または命令の執行中の代理人に暴力的に抵抗する者は、抵抗の性質および使用された暴力によって、二月以上二年以下の禁錮刑、懲役刑または要塞刑で罰せられるべきである。

(六) 騒擾

第一六七条 民衆の一部または都市ないし村落自治体の構成員の全部または一部を、官憲の処分執行に合同した暴力で反抗しまたは官憲に何かを強制するために、集合させる者は、騒擾罪の責を負う。

第一六八条 騒擾罪を惹起する者は、現実に暴力が行われず、何らの損害が起らなかったとしても、一年以上四年以下の懲役刑または要塞刑を科せられる。

第一六九条 そのような騒擾において、暴力が行使され、人の身体または財産が毀損されたときは、行為者は、犯罪の情況に応じて罰せられ、首謀者は、三年以上六年以下の間、要塞または懲役場に收容され、收容の際に、免罪として、裁判官によって定められた回数鞭打（歓迎と別離）で懲戒されなければならない。

第一七〇条 そのような騒擾において殺害が行われたときは、行為者自身は、故殺者または謀殺者として処罰され、首謀者は、一〇年の要塞刑または懲役刑および同様の身体的懲戒を科せられる。

第一七一条 騒擾において起った殺害に関して、真正な行為者が発見しえないときは、殺人が行われたときに行われた場所の近くに存在し、その殺人が行われえた器具を所持していた騒擾参加者に対しては、その者に向けられた嫌疑に比例して、四年以上一〇年以下の要塞刑または懲役刑が行われ、首謀者に対しては、一〇年以上終身の要塞刑または懲役刑が行われなければならない。

第一七二条 殺人を行う意図で騒乱を惹起したときは、暴徒は、第八三九条以下で定められたより重い刑罰を科せられる。

第一七三条 騒乱鎮圧に派遣された官憲の者もしくは警備隊が暴力的に扱われたまたは宗全に生命を奪われたときは、首謀者および行為者は、結果の状況にしたがい、加重した身体または生命刑で処罰されるべきである。

騒擾関与

第一七四条 職務ではなしに、致命的武器または同等に有害な道具をもって、そのような騒乱に紛れ込む者は、暴力を行使しないとしても、六月以上一年以下の要塞刑または懲役刑に処する。

第一七五条 騒擾者に武器その他非行の道具を与えまたはその者の有害な意思を言語、文書その他の方法で助成する者は、一年以上二年以下の要塞刑または懲役刑で処罰される。

第一七六条 頑固な好訴家を違法な請願ないし訴願に関して助言および行為で支持しまたは強化する秘密顧問または無権文筆家は、無益であった警告にしたがい、三月以上六月以下の懲役刑に処せられるべきである。

第一七七条 この犯罪の責を負う司法委員その他の裁判所職員は、第一七六条に規定された刑罰の他に、免官させら

れる。

第一七八条 騒擾または抵抗に対して必要な援助を官憲に拒絶する者は、自己への危険なしでそのことが可能であるときは、比例した罰金刑または禁錮刑に処する。

第一七九条 特別な官吏ないし職業義務によりその援助遂行を義務づけられている者は、その義務を回避するときは、職務の喪失の他三月以上一年以下の懲役刑または懲役刑に処する。

予防手段

第一八〇条 すべての官憲の者、とりわけ市庁、裁判所その他コレジオの長は、その職務の機会に出頭してくる者を、個人的に聴取し、根拠ある訴願の即時の調査および解消に配慮する義務がある。

第一八一条 異例な時間および場所における民衆の集合、とりわけ一定の地域の住民の夜間の熱狂および動揺は、官憲の厳格な手段で抑制されなければならない。

第一八二条 前条の教唆者および差し向けられていない関与者は、八日以上六週以下の公共刑務所の拘留または比例した罰金刑ないしその他の身体刑に処せられるべきである。

第一八三条 街路その他で動揺を惹起しまたは粗野な不道徳を行う不良少年は、比例した禁錮、身体懲罰または懲役刑で罰せられなければならない。

第一八四条 国のすべての団体の構成員は、その集会の対象および目的を要求に応じて官憲に明らかにする義務を有する。

第一八五条 国の多くの構成員の秘密結社は、国自身およびその安全に影響を与えうるときは、重い罰金刑または身体刑を回避するために、構成員から審査および承認のために官憲に申告させなければならない。

第一八六条 警察官憲の明示の許可なしに、レドゥーテ、公的仮装その他同様の公的遊興は開催されてはならない。

第一八七条 官憲は、許可を与えるときは、同時に、自己の代理において、すべての混乱を防止するための必要な監視を行わなければならない。

第一八八条 その遊興の興行者が官憲の許可および保護を申し出なかったときは、その者は、その際に起ったすべての混乱または犯罪の故に、それへの能動的援助を行った者と同様に罰せられなければならない（第七一条）。

第一八九条 興行者が、現に生じた混乱のときに、その收拾のために必要な援助を適時に要求しないときは、同時に第一八六条に規定された官憲への申告を怠ったか否かにかかわらず、同様なことが行われる。

第一九〇条 飲食店その他一般民衆の集会場所での酒盛においても、官憲は、警察を通じて、混乱が起らないことを警戒し、集会在警察規則で定められた時を超えて継続することを許可してはならない。

第一九一条 どこにも定まった住居を有せず、何によって生活しているかについて確固として証明することのできない外国人放浪者は、従来の生活過程の調査の際に、境界をこえてもたらされた行った犯罪の申告が明らかにされないときは、帰還は、要塞刑の場合には禁止されなければならない。

第一九二条 その者が再び現われる時は、二年の要塞刑を耐えなければならない。

第一九三条 刑罰執行の後に、その者は、再び境界を超えて追放される。その者には、再度の帰還のときには、終身要塞刑が告知される。

第一九四条 この刑罰は、その者が放浪者として三たび当ラントに立ち入るときには、実際にその者に執行される。

第一九五条 前述の予告および刑罰（第一九一条——一九四条）は、外国人の放浪者が当ラントで犯罪を行い、宣告された定期の禁錮刑、懲役刑または要塞刑を執行されたときでも、行われる。

第五章 国に対する畏敬の侵害について

不敬罪

第一九六条 国の元首を、その尊厳において個人的に侮辱する者は、そのときに内乱または反逆の意図が明らかでないとしても、不敬罪を犯したものとす。

(一) 領主に対するもの

第一九七条 この種の暴力的侮辱は、君主の生命または自由を危険にしないとしても、斬首刑をこうむる。

第一九八条 比較的重要でない違反または付加的軽減事由のときは、死刑は、これを終身または六年以上一〇年以下の要塞刑に代えることができる。

第一九九条 言語、文書その他感覚的表現でもって、国の元首の名誉毀損的中傷によって不敬罪の責を負う者は、二年以上四年以下の懲役刑または要塞刑に処せられる。

第二〇〇条 その他人格と行為に関して領主に対する畏敬を侵害する悪意の表現は、六月以上一年以下の禁錮刑または要塞刑で罰せられるべきである。

第二〇一条 不敬罪（第一九七条——第二〇〇条）に対して起草された刑の宣告は、特に領主に提出し、そのことで、領主は、どの程度まで恩赦権を使用するつもりかについて、秘密に調節されなければならない。

第二〇二条 捜査において、不敬罪が狂気および理解力の錯乱によって行われたことが明らかになるときは、行為者は、公的施設に收容され、開放の安全性が確認されるまでは、釈放されてはならない。

(二) 領主の家族に対するもの

第二〇三条 女王、皇太子その他王族の構成員の人格を暴力的に侮辱する者は、事情および侮辱の重さにしたがって、四年、六年以上一〇年以下または終身の懲役刑または要塞刑を科せられる。

第二〇四条 前条の刑罰は、悪意の公表された程度の状態にしたがって加重されなければならない。

第二〇三条 この種の言語による侮辱は、一年以上二年以下の懲役刑または要塞刑を予定する。

第二〇六条 これらの場合（第二〇三条、第二〇四条、第二〇五条）にも、第二〇二条の規定は適用する。

(三) 職務中の国の雇員に対するもの

第二〇七条 職務を執行中の国の第一級の雇員を言語または暴力で侮辱する者に対しては、侮辱自体に科せられる禁錮刑、懲役刑または要塞刑は、同時に侵害される国に対する畏敬を考慮して、倍加されなければならない。

第二〇八条 侮辱が職務を執行中のラント評議会の構成員、その他の国の雇員および官憲の者に対して行われたときは、侮辱自体に科せられる刑罰の期間は、半分だけ延長される。

第二〇九条 職務にある国の下級雇員が侮辱されるときは、期間の三分の一の延長が行われる。

国または公衆に対する畏敬のその他の侵害

第二一〇条 官憲によって掲示された勅令、命令および公的告示を気まぐれから引き裂き、毀損しその他侮辱的に行為する者は、行われた気まぐれ、年令、身分および財産の状態にしたがい、身体懲罰、刑事労働、四週以上一年以下の禁錮刑または比例した罰金刑に処せられなければならない。

第二一一條 同様の刑罰は、公的記念碑、彫像、城門、里程標、警告板、散歩道その他公衆の使用に指定された製作物および建造物を奇形にしまたは毀損する者に対して行われる。

第二一二条 同時に国に果すべき畏敬の侵害が行われたときは、すべての通常の犯罪に対する刑罰は加重される。

第二一三条 犯罪が領主の首都に定められた城、建造物その他の管区で行われたときは、前条は特に適用される。

第六節 宗教社会の侮辱について

原則

第二一四条 国内で受容された宗教社会を公的演説または文書での冒瀆または不名誉な行為および態度によって侮辱する者は、四週以上六月以下の比例した禁錮刑または懲役刑に処せられなければならない。

公的礼拝の破壊

第二一五条 公的礼拝を破壊し、または祭典を行っている教区民またはその職務を行っている講師を言語または暴力で攻撃する者は、三月以上一八月以下の期間、懲役場または要塞に収容されなければならない。

第二一六条 単に耐え忍んだ教区民に対してそのような非行の責任がある者にも、そのことによって、六週以上六月以下の禁錮刑または懲役刑が科せられる。

第二一七条 公的に排斥された粗野な神の冒瀆によって一般的憤激の原因を与える者は、二月以上六月以下の期間、監獄に収容され、そこで義務および犯罪の大きさについて教化されなければならない。

第二一八条　すでに処罰された犯罪者が同様な違反を繰り返すときは、以前に宣告された刑罰は倍化されなければならない。

第二一九条　刑罰執行の後、その者に、宗派の講師は、教区長の出席の下で、違反の大きさを再び戒め、その者は、その長の人格において、教区民に現われた憤激のゆくえに謝罪をしなければならぬ。

宗教のペテンへの濫用

第二三〇条　その他の場合には障害のない悟性の使用の場合に、一定の宗教行為または礼拝のために定められた物件を憶測の魔術、妖力、死者の召喚、埋蔵物の掘り起しその他同様な迷信的なペテンに濫用する者は、一度目はよりよき悟性に教化され、繰返しの場合は四週以上八週以下の禁錮刑または懲役刑に処せられなければならない。

第二三一条　そのようなペテンが詐欺的方法でまたはそれによって副次的意図を達成するために企図されたときは、行為者に対しては、詐欺または窃盗自体で処罰される他、六月以上二年以下の要塞刑または懲役刑が行われる。

第二二二条　キリスト教徒または他の教会雇い人が同様な迷信的または詐欺的行為を企て、それによって憤激を起したときは、その者は、定められた刑罰の他に、職務から追放されなければならない。

第二二三条　無知または狂信から宗派の創立者に成り上がり、その教義で神格に対する畏敬、法律に対する従順また

は国に対する忠実を公然と攻撃しまたは民衆を悪徳へと導く者は、公的施設に收容され、同時に授業および教化、事情によつては、身体的治療手段により改善され、その改善が確信され得るまで再び釈放されてはならない。

第二二四条 詐欺的方法で宗派創立者およびその欲情の充足に成り上がる者は、詐欺者としてさらし台の繋留され、一年以上三年以下の要塞刑または懲役刑に処せられ、釈放の後、宗派を広めた地域または地方から追放されなければならない。

第二二五条 そのような詐欺者は、それにもかかわらず、以前の犯罪に逆戻りするときは、終身要塞に收容され、同時に安全な保護におかれなければならない。

第二二六条 宗教の口実の下で行われた犯罪の場合には、そのものに対して法律で定められた刑罰は、一般的に、同時に行われた宗教の濫用のゆえに、比例して加重されなければならない。

宗派相互間の係争

第二二七条 説法その他公的演説で、国内で受容された宗派の下で憎しみおよび憤懣を引き起さんとする者は、職務を追放され、惹起された損害に比例して、四週以上六月以下の禁錮刑または要塞刑に処せられるべきである。

第二二八条 悪意に理解された信仰心から異なつた宗教の夫婦または老少間で不信および不一致を惹起する者は、実

りなく先行した、司法上の警告の後、そのように家族に入りこんだ場所から追放されなければならない。

第七節 国の保留された権利の僭称および侵害について

原則

第二二九条 国だけに留保された大権または国に帰属する有用な権利を不当に用いる者には、国庫は、責任を問うべきである。

第二三〇条 そのような僭称の根底に単に錯誤および誤解が存在するときは、僭称者は、損害賠償および僭称の過程でなされた施設の除去を義務づけられる。

第二三一条 そのような侵害の更なる継続は、その者に強い財政的罰金刑または比例した禁錮刑で禁止されなければならない。

第二三二条 禁止に違反して行う者は、再犯の場合に常に倍化される威嚇的刑罰を科せられる。

国の権利の僭称

第二三三条 大権の僭称が同時に国の体制自体および安全に対する違反を含むときは、第九二条以下ならびに第二二五条以下に規定された刑罰規定が適用される。

第二三四条 より良き知識に反しているけれども企図された大権の僭称の根底に国の平穩および安全を直接的に不利にする意図が存在しないときには、単に財政的な罰金刑または短期禁錮刑のみが存在する。

第二三五条 この刑罰は、僭称された権利の重要性およびその際に根底にある許されない意図に比例して、三百ターラー以上三千ターラー以下と定められ、または一年以上三年以上の要塞拘禁と定められなければならない。

第二三六条 国の有用な権利を意識的に不当に僭称する者は、それによって惹起された損害を倍化して賠償しなければならない。

第二三七条 横領された権利の重要性およびその際にいだかれた許されない意図に比例して、五〇ターラー以上千ターラー以下の財政的な罰金刑または比例した身体刑が科せられる。

国から与えられた権利の濫用

第二三八条 国から与えられた権利の行使において、指定された限界を故意に超える者には、その権利自体を不当に僭称する者に科せられる刑罰の二分の一が行われる。

第二三九条 この行使において、国の警察法令に違反して行為する者は、特別な警察規則に規定された刑罰で処罰されなければならない。

第二四〇条 違反の刑罰が警察規則に定められていないときは、裁判官は、違反の危険性および侵害に比例して、五〇ターラーを超えない財政的な罰金刑または比例した拘禁刑を確定しなければならない。

第二四一条 国から与えられた権利を国そのものの不利にまたは住民および保護親族の圧力に故意に濫用する者に対しては、科せられた警察罰の他に、その人格のためにこの権利の喪失が宣言されなければならない。

国の権利の妨害

第二四二条 債務である租税および納付金を詐欺的方法で国に支払わない者は、特別法が他の刑罰を定めていないときは、支払うべき額の四倍を支払う義務を有する。

第二四三条 他の者に、納付金の拒絶または横領のために助言および所為で援助しまたは企図する着服を助長する者は、主犯と同様の刑罰を耐えるべきである。

課税権の侵害及び妨害

第二四四條 自治体または貧困者のための私的献金を集めるとの口実の下で住居に侵入する者は、一〇ターラー以上五〇ターラー以下の罰金刑または比例した身体刑で罰せられる。

第二四五條 禁止された私的献金の獲得に際して私利または詐欺が根底にあるときは、刑罰は、それ自体に科せられた刑期の二分の一の延長および獲得の四倍額の支払によって加重される。

第二四六條 特権を賦与された団体は、その体制の性格および国によって承認された最終目的の達成が必要とする範囲内において、寄附金の募集および獲得を許されている。

第二四七條 都市またはラントの公共団体がその長の承認なしに献金を集めるときは、首謀者は、六週以上六月以下の禁錮刑または懲役刑で罰せられるべきである。

第二四八條 国の特別な許可なしに公的な富くじを試みる者は、五〇ターラー以上一〇〇〇ターラー以下で財政的に罰せられ、それによって蒙った地元の貧困者救済基金の二倍額を弁済しなければならない。

第二四九條 外国で、国によって特に承認されていない富くじを行う者は、保証金の額およびさらに一〇〇ターラーを刑罰として国庫に支払わなければならない。

第二五〇条 国の明示の承認なしに、公的な養老基金、寡婦基金または死亡基金を創設する者は、利害關係人に保証金を返納し、給料、手数料その他に振り出された利益の二倍額を地元の貧困者救済基金に支払わなければならない。

第二五一条 同様な施設が故意に単純な人達の不利益または誘惑のために作られたときは、創立者は、前述の刑罰の他に、詐欺者として公的に非難され、六月以上二年以下の期間、要塞または懲役場に収容されるべきである。